

定 款

特定非営利活動法人mina

特定非営利活動法人 mina 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は特定非営利活動法人minaと称する

(所在地)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都八王子市千人町三丁目17番1号
蔵寿コーポラス202号室に置く。

(目的)

第3条 この法人は、一人ひとりが高価で尊い存在だというキリスト教理念に基づき、今の学校(社会)の基準ではたくさんの宝-資源-を持っていることに気づけず、気づかれずにいる人々と共に、それを見出し、孤独や不安ではなく希望と安心を抱ける、自らを表現できる居場所・環境を提供すること、そして、社会に新たな 仕事・価値(観)・アートを共に創り出すことを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 情報化社会の発展を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う

- (1) 子ども・多世代向け第三の居場所の提供および相談、学習支援、生活支援事業
- (2) 情報提供・体験事業(社会の情勢に応じた講演会、体験会、啓蒙活動・自然体験)
- (3) 就労・生活訓練事業(仕事の提供・創出、就労・生活の相談、就労斡旋、職業訓練、生活訓練)
- (4) 芸術・創作活動とその助言・援助事業(作品販売、展示会、コンサート)
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して運営に協力するために入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体
- (3) 一般会員 この法人の目的に賛同し入会した個人

(入会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者はこの法人の役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職 務)

第14条 理事長はこの法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に監視不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が選任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときには、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種 別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 資産の管理の方法
- (9) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条5項4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 議会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されている者に限る。以下同じ。）によって、総会に参加し、評決することができる。
- 4 事項の規定により表決した正会員は、前2条、第26条2項、第28条第1項第2号及び48条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面、電磁的方法若しくはオンライン会議システムによる表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印、又は署名しなければならない。
 - 3 第2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項

- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会での議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、ネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システムによって、理事会に参加し、評決することができる。
- 4 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については理事会に出席したものとみなす。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者及び出席者氏名（書面、電磁的記録方法又はオンライン会議システムによる表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1) 設立当初の財産目録に記載された資産
 - (2) 入会金及び会費
 - (3) 寄付金品
 - (4) 財産から生じる収益
 - (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前号の収益事業は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計画書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の決議を経

なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨時の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな業務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

- 2 この法人の定款を変更（前条の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠乏
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

- 2 議事第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項2号の事由によりこの法人が解散するときは所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11章第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

(合 併)

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員数の4分の3以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第52条 この法人の公告は、この法人のホームページに掲載する。ただし、特定非営利活動促進法第31条の10第4項及び第31条の12第4項に規程する公告については官報に掲載して行う。
規定

第9章 事務局、顧問・相談役

(事務局の設置)

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(顧問・相談役)

第54条 この法人は顧問、相談役を置くことができる。

2 顧問、相談役は、理事会の推薦により代表理事が委嘱する。

3 顧問、相談役に関する必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事が定める。

4 顧問、相談役は、理事会における議決権を有しない。

(職員の任免)

第55条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。(事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。)

(組織及び運営)

第56条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長：山口準子

副理事長：佐藤光世

理事：大塚春江

監事：澤村邦子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2024年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、42条の規定にかかわらずこの法人の成立の日から2024年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定め

るところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず次に掲げる額とする。

入会金	なし
年会費	正会員（個人・団体）5,000円
	賛助会員（個人・団体）1口2,000（1口以上）
	一般会員（個人）500円

役員名簿 （役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿）特定非営利活動法人 mina

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係） 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名 (どちらかに○)	(フリガナ)		報酬の有無 (どちらかに○)	役職名等
		氏名			
1	○ <u>理事</u> ・ <u>監事</u>	ヤマガチ ジュンコ		有・ <u>無</u>	理事長
		山口 準子			
2	○ <u>理事</u> ・ <u>監事</u>	サウ ミツ		有・ <u>無</u>	副理事長
		佐藤 光世			
3	○ <u>理事</u> ・ <u>監事</u>	オツカ ハルエ		有・ <u>無</u>	理事
		大塚 春江			
4	理事・○ <u>監事</u>	サラムラ ケニコ		有・ <u>無</u>	監事
		澤村 邦子			
5	理事・監事			有・無	
6	理事・監事			有・無	
7	理事・監事			有・無	
8	理事・監事			有・無	
9	理事・監事			有・無	
10	理事・監事			有・無	

2023 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 mina

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 730】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども・多世の 代向け第三提 居場所の相談、生 及び習支援、生 支援事業	学校に行けない、就職先 が見つけられない方々が 日中過ごす場所の提供、 学習支援、貧困による生 活必需品の提供	随時	八王子市 千人町 WEB	6人	多摩地区 住民	10人	395
情報提供・体 験事業	社会情勢に応じた講演 会、研修、体験会、啓蒙 活動・自然体験	研修：各月 講演会：年2 回	多摩地区 WEB	6人	全国	10	50
就労・生活支 援事業	仕事の提供・創出、就労・ 生活の相談、就労斡旋、 職業訓練、生活訓練	週1回	多摩地区 WEB	6人	多摩地区 住民	5人	150
芸術・創作活 動とその助 言・援助事業	作品販売、展示会、コン サート	年3回 毎日	都内各所 WEB	6人	全国	20人	135
障害者総合 支援法に基 づく障害福 祉サービス 事業収益	実施予定なし						

2024 年度

事業計画書

特定非営利活動法人 mina

1 事業実施の方針

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【2283】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
子ども・多世の提供、生活支援事業	学校に行けない、就職先が見つけられない方々が日中過ごす場所の提供、学習支援、貧困による生活必需品の提供	随時	八王子市千人町WEB	6人	多摩地区住民	20人	1190
情報提供・体験事業	社会情勢に応じた講演会、研修、体験会、啓蒙活動・自然体験	研修：各月 講演会：年2回	多摩地区WEB	6人	全国	100	220
就労・生活支援事業	仕事の提供・創出、就労・生活の相談、就労斡旋、職業訓練、生活訓練	週1回	多摩地区WEB	6人	多摩地区住民	5人	610
芸術・創作活動とその助言・援助事業	作品販売、展示会、コンサート	年3回 毎日	都内各所WEB	6人	全国	20人	113
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	就労移行支援事業	月5日	八王子市千人町WEB	2人	多摩地区住民	10人	150

2023年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		0
	正会員受取会費		75,000
	賛助会員受取会費		10,000
2	受取寄附金		0
	受取寄附金		500,000
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		0
	子ども・多世代向け第三の居場所の提供及び相談、生活支援事業収益		5,000
	情報提供・体験事業収益		0
	就労・生活支援事業収益		150,000
	芸術・創作活動とその助言・援助事業収益		30,000
	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益		
5	その他の収益		0
	受取利息		
	経常収益計		770,000
(B)	経常費用		
1	事業費		0
	(1) 人件費		135,000
	給料手当		
	役員報酬		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	(2) その他経費		0
	会議費		
	旅費交通費		9,000
	施設等評価費用		
	消耗品費		112,500
	支払報酬		45,000
	水道光熱費		13,500
	地代家賃		337,500
	事業費計		652,500
2	管理費		0
	(1) 人件費		15,000
	役員報酬		
	給料手当		
	退職給付費用		
	福利厚生費		5,000
	(2) その他経費		0
	消耗品費		12,500
	水道光熱費		1,500
	通信運搬費		
	地代家賃		37,500
	旅費交通費		1,000
	減価償却費		
	支払報酬		5,000
	管理費計		77,500
	経常費用計		730,000
	当期経常増減額 (A) - (B) . . . ①		40,000
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額 (C) - (D) . . . ②		0
	税引前当期正味財産増減額 ①+② . . . ③		40,000
	法人税、住民税及び事業税 . . . ④		
	前期繰越正味財産額 . . . ⑤		
	次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		40,000

2024年度 活動予算書 (その他事業がない場合)

特定非営利活動法人

(単位:円)

科	目	金額	小計・合計
(A)	経常収益		
1	受取会費		0
	正会員受取会費		100,000
	賛助会員受取会費		20,000
2	受取寄附金		0
	受取寄附金		1,000,000
	施設等受入評価益		
3	受取助成金等		0
	受取補助金		
4	事業収益		0
	子ども・多世代向け第三の居場所の提供及び相談、生活支援事業収益		60,000
	情報提供・体験事業収益		50,000
	就労・生活支援事業収益		600,000
	芸術・創作活動とその助言・援助事業収益		480,000
	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業収益		75,000
5	その他の収益		0
	受取利息		
	経常収益計		2,310,000
(B)	経常費用		
1	事業費		
	(1) 人件費		0
	給料手当		675,000
	役員報酬		
	退職給付費用		
	福利厚生費		
	ボランティア		216,000
	(2) その他経費		0
	会議費		3,000
	旅費交通費		9,000
	施設等評価費用		
	消耗品費		90,000
	支払報酬		198,000
	水道光熱費		54,000
	地代家賃		810,000
	事業費計		2,055,000
2	管理費		
	(1) 人件費		0
	役員報酬		
	給料手当		75,000
	退職給付費用		
	福利厚生費		10,000
	ボランティア		24,000
	(2) その他経費		0
	消耗品費		10,000
	水道光熱費		6,000
	通信運搬費		
	地代家賃		90,000
	旅費交通費		1,000
	減価償却費		
	支払報酬		22,000
	管理費計		238,000
	経常費用計		2,293,000
	当期経常増減額 (A) - (B) ...①		17,000
(C)	経常外収益		
	固定資産売却益		
	過年度損益修正益		
	経常外収益計		0
(D)	経常外費用		
	固定資産売却損		
	災害損失		
	過年度損益修正損		
	経常外費用計		0
	当期経常外増減額 (C) - (D) ...②		0
	税引前当期正味財産増減額 ①+② ...③		17,000
	法人税、住民税及び事業税 ...④		
	前期繰越正味財産額 ...⑤		
	次期繰越正味財産額 ③-④+⑤		17,000

特定非営利活動法人 mina 設立趣旨書

1. 趣旨

近年、家庭環境・困窮などが原因の不登校やひきこもり、体調不良、自己肯定感の欠如など、子ども・青年の精神（メンタルヘルス）に関する様々な問題が議論されています。私たちはその当事者や親御さんが「このままでは(社会で)生きていけない」と感じたり、または周囲の人からそう言われることがあるという現状を見てきました。

しかし私たちは、どのような状況下にあっても一人ひとりが、素晴らしい宝・資源を与えられており、それを”今の社会”が活かしかれていないだけだと考えています。そうした人々が集まり、それぞれの宝を用いて活動をすることで、新しい仕事・作品・価値観など様々なものを生み出すことができるはずです。

それは、当事者が「自分でも生きていける」と感じられる体験や、今の社会に対する問題提起、人々が生きやすい社会になるためのヒント（ムーブメント）となるでしょう。

そのために私たちは、開かれた第三の居場所を提供します。

そこは、学校や家庭とは離れた逃れ場であり、生き方や学び方を教えてくれる仲間と“対話”できる居場所、大人が日々を充実して過ごしている姿を間近で見て、将来への希望を抱き、明るい未来を描きやすくなるような場所です。

その中で、現実的な対策として、働く場所の提供・自立支援、新たな仕事やアートの創出、皆がそれぞれの能力を活かして、楽しみながら、『生きていていいんだ』『自分なりに生きていけるんだ』という実感の提供を目指します。

公的な組織として活動することは、社会的にも認められた『安全で信頼のできる居場所』の提供や、本団体の活動を地域に広げていくことに繋がります。そして、それによって得た多くの人々の共感・支援を反映し、『人の創った社会に縛られて苦しむのではなく、それぞれが生きやすく生きられる社会を創る』ために、活動を行っていきます。

2. 申請に至るまでの経緯

- 2021年9月 「SNSによる若者への影響」セミナー参加 現代の若者が抱える問題を知る
2022年8月～ 若者の居場所づくりや、同じ悩みを持つ保護者のための集いを行っていきたく
願い、公認心理士を講師に迎えた月1回の勉強会「Tonari+」に参加
2023年6月～ 特定非営利活動法人設立の検討を始める
2023年11月 設立総会を開催

2023年 11月 23日

特定非営利活動法人 mina
設立代表者

氏名 山口準子